

自然科学研究機構生理学研究所脳機能計測・支援センター規則

平成20年3月31日
生研規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第42条第2項の規定に基づき設置された自然科学研究機構生理学研究所脳機能計測・支援センター（以下「センター」という。）の組織運営について自然科学研究機構生理学研究所規則（平成16年生研規則第1号）第3条の規定により定めるものである。

(設置目的)

第2条 センターは、生理学研究所（以下「研究所」という。）における脳機能研究の要として、分子から個体まで幅広く各階層の研究並びに必要な技術の開発や機器の試作を行うとともに、研究に必要な動物及びリソースの開発を推進し、センターが管理する施設設備等を研究所内外の研究者の利用に供することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 研究教育職員
- 三 その他必要な職員

(センター長)

第4条 センター長は、研究所の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(室)

第5条 センターに、次に掲げる室を置く。

- 一 形態情報解析室
- 二 多光子顕微鏡室
- 三 電子顕微鏡室
- 四 生体機能情報解析室
- 五 時系列細胞現象解析室
- 六 機器研究試作室

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 次の規則は、廃止する。

- 一 自然科学研究機構生理学研究所脳機能計測センター規則（平成16年生研規則第7号）
- 二 自然科学研究機構生理学研究所脳機能計測センター運営委員会規則（平成16年生研規則第8号）

附 則（平成23年生研規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年生研規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年生研規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年生研規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。